

実際の反対意見に対する具体的「反論」

2008年8月

●各自治体の議会で、平和無防備条例が反対多数で否決されているのが現状ですが、その反対意見論者の代表的なものを紹介し、それに対する「反論」を書いてみました。

- (1) 『無防備地域宣言運動への反論』（今村岳司・西宮市議会議員）……………P. 2
- (2) フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』の『無防備都市宣言』の定義…P. 16
- (3) 大阪府・堺市の日本共産党議員団の「反対討論」……………P. 18

●文中、無防備地域を盛り込んだ条例制定に反対している意見のことを「反対意見」、反対意見を論じている者を「反対意見論者」と表現しています。
反対意見に対する「反論」は、「>」で区分しゴシック体で記載しています。

【文責】

尼崎市に平和無防備条例をめざす会：ブログ担当

<http://peacewave.blog10.fc2.com/>

この「説明書」は、「会」の立場を公式に表明するためのものではなく、条例の意義や制定できる根拠などを説明するためにまとめたものです。
あくまでも、文責は「ブログ担当」に帰します。

(08/9/15 修正版)

2005年7月

はじめに

いま、日本全国の自治体でこの無防備地域宣言を条例化しようという動きが拡がりを見せています。無防備地域宣言とは、ジュネーブ条約という戦時国際法に基づくものです。

ジュネーブ条約では、抵抗手段を失った民間人が、敵対する軍隊に無条件降伏をする権利があることを明記しています。この無条件降伏が「無防備地域宣言」です。

これを条例化するために、特定の自治体で署名を募り、地方自治法12条・74条に認められた「条例制定の直接請求」という手段を用いて、議会に条例制定を働きかけるという活動が、突然全国的に拡がり始めたのです。彼らは無防備地域宣言の条例化を働きかけることが、戦争に向かう流れを阻み、国家に交戦権を発動させないための活動だと言っています。

現実に、西宮を含むいくつかの自治体で実際に直接請求がなされ、各議会で審議されました。しかし、西宮を含むすべての議会でこの条例案は否決されています。

無防備地域宣言の条例化を働きかける勢力は「無防備地域宣言の条例化＝戦争反対・平和希求」と喧伝しています。さらに残念なことに、一部マスコミがこの流れに乗って（煽って？）記事を書いていることです。しかし、平和を希求することと、無防備地域宣言を条例化することはまったく違います。

この条例案が否決されたこと（西宮で否決したこと・また蒼志会が反対したこと）には理由があります。主には、この条例案の哲学の卑劣さ、空疎さ、非常識さが理由としてあります。多くの議会では、こういった理由で否決されていきました。しかし、ある自治体の議会で否決されても、この活動は勢いを失うことなく、次々と別の地域に飛び火していっています。

西宮市議会にこの条例案が上程されるに至り、これまでの他の自治体で為されていたような「卑劣だ」とか「意味ないよ」とか「非常識だよ」とかいうレベルの反論では、この活動は食い止められないと感じていました。常識論による反論ではなく、他市の議会でも未だ為されていないような、完全な「ロジックによる無防備地域宣言運動への反論」で反対するという戦略に基づいて、反論を設計いたしました。（常識論は、それぞれの根拠とする常識にずれがある場合、永遠に交わらない平行線の議論となるからです。）

> 今村氏は、条例の制定をめざしている人々を“常識論が通用しない相手だ”と偏見視しています。上記のように感情的なことを書くこと自体がもう彼の狭隘さを示していると感じます。私も、彼と同様、このレベルでの反論は意味がないと思います。

彼の不完全なロジックについては、法に則って具体的に反論したいと思います。

> 無防備地域宣言は[民間人が敵対する軍隊に無条件降伏をするもの]ではありません。宣言主体は、民間人ではなく「適当な当局」です。無防備地域宣言の形態は「降伏」とよく似ていますが、かならずしも占領されるわけではないので「無条件降伏」という定義には違和感を覚えます。条約どおり、「特別の保護の下にある地域」という表現を使うべきです。

ただし、下記の「無防備地域宣言」の説明は、かなり分かりやすいと思います。

無防備地域宣言とは

有事の際、紛争国の「適当な当局」が、管轄下の地域を非戦の地域とし（当該地域が無防備であることを宣言する）それを相手国に通知します。その結果、その地域に対する攻撃は禁止され、住民の生命・財産が戦火から守られるというものです。

この「無防備地域宣言」は、国際法である「ジュネーブ条約第一追加議定書」の規定に根拠を置きます。（「ジュネーブ条約追加第一議定書」とは、国際紛争下における文民の保護について定めた人道法です。）

この条約の第 59 条 1 項・2 項に以下のようなことが書かれています。

1. 有事（= 戦争状態）に突入したとき、「適当な当局」が「無防備地域宣言」をすることができる。
2. そのとき、「適当な当局」は、管轄している地域を無防備状態にしなければならない。
3. 同時に「適当な当局」は、「無防備地域宣言」したことを相手国に通知しなければならない。
4. これで、その地域への攻撃が禁止される。

この「ジュネーブ条約第一追加議定書」には日本・中国・ロシア・韓国・北朝鮮、主要先進国のほとんどの国が締約してます（アメリカを除く）。締約している国には、この条項を守る義務があります。つまり、無防備宣言をしている地域を攻撃すると、国際法違反ということになり、国際刑事裁判所に裁かれることになるのです。

ここで、条文の詳細を確認しておきましょう。

第 59 条 1 項は「紛争当事国が無防備地域を攻撃することは、手段のいかなを問わず、禁止する」と定めています

第 59 条 2 項では「紛争当事国の適当な当局」が、その管轄する地域を「無防備地域と宣言する」ための四条件を以下のように定めています。

1. すべての戦闘員・移動兵器・移動軍用設備が撤去されていること
2. 固定軍用施設・営造物が敵対的目的に使用されていないこと
3. 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと
4. 軍事行為を支援する活動が行われていないこと

つまり、59 条の 1 項・2 項には、紛争国の「適当な当局」が、管轄下の地域を非戦の地域とし、それを相手国に通告すると、その地域に対する攻撃が完全に禁止されると規定しているのです。

【補足 1】ジュネーブ条約の全体像

ジュネーブ条約とは、戦争(武力紛争)に際し、戦闘行為に参加しない民間人・戦闘行為ができなくなった人々（捕虜、傷病者など）の保護を目的として作られた条約です。

1864 年に、赤十字国際委員会の提唱により、スイスのジュネーブで 16 カ国の外交会議が開かれ、戦地における戦傷病兵の救護・救護者の中立性保護を規定した条約を結んだのが始まりで、以来、3 度改訂されています（3 度目は 1949 年）。現在、ジュネーブ条約は以下の 4 つの条約をまとめたものを指します。

1. 戦地にある軍隊の傷者等の改善に関する条約（別名：ジュネーブ第一条約・傷病者保護条約）
2. 海上にある軍隊の傷者等の改善に関する条約（別名：ジュネーブ第二条約・難船者保護条約）

3. 捕虜の待遇に関する条約（別名：ジュネーブ第三条約・捕虜条約）

4. 戦時における文民の保護に関する条約（別名：ジュネーブ第四条約・文民条約）

この四つの条約を総称して「ジュネーブ四条約」とも言われます。

第二次世界大戦後、国家間の武力紛争よりも国内で起こる武力紛争、すなわち内戦や植民地独立のための紛争が数多く起こりました。これらの武力紛争における犠牲者の保護は、1949年のジュネーブ四条約においては、非常に限られたものだったので、ジュネーブ四条約を補完する条約を制定する必要が出てきました。そうしてできたのが、1977年に制定された二つの追加議定書です（以下に示します）

1. 国際武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書（別名：第一追加議定書）

2. 非国際武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書（別名：第二追加議定書）

国際武力紛争とは、最低2カ国間の軍隊の間における争いを意味します。非国際武力紛争とは、ある国の領域内での、正規の軍隊と武装集団の争い、あるいは武装集団同士の争いを意味します。

以上の、1949年のジュネーブ条約と1977年の追加議定書（合計でおよそ600条からなる）は、国際人道法を構成する主な条約となっています。

【補足II】現在、ジュネーブ条約に加入している国は？

2005年3月現在、国連加盟国が191カ国である中、ジュネーブ四条約締約国は192カ国となっています。第一追加議定書については162カ国、第二追加議定書については158カ国が締約しています。

現在、主要先進国でジュネーブ条約追加議定書に加入していない国は、アメリカ合衆国だけです。なお、日本の周辺国では、中国・ロシア・韓国・北朝鮮なども加入しています。

ジュネーブ条約の加入国一覧：<http://www.jrc.or.jp/about/humanity/join.html>

全国での無防備地域宣言運動の動き

2004年の大阪市での無防備地域宣言直接請求運動をきっかけに、無防備地域宣言運動を全国に広げることを目的として、日本中で「無防備地域宣言運動全国ネットワーク」をはじめとする、無防備地域宣言運動を推進する団体が多数結成されました。

現在、これらの団体は、日本各地で増え続け、活動を行っています。

（中略）

兵庫県西宮市

2005年7月、「西宮市に平和・無防備（戦争非協力）条例を実現する会」が、20490筆の署名を集め（有効署名数18051筆）、「西宮市平和・無防備都市条例」の制定の直接請求を行いました。同年7月の臨時議会において、賛成11・欠席1・棄権2・反対・30で、否決されました。

なお採決の際、今村市議の反対討論で、この条例案は完全に論破されました。

（中略）

条例案を制定することができない

憲法で定められている現行の法律に抵触する

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)に抵触する可能性がある

地方自治法 第1条の2

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

とある。国防は国の管轄であり、地方自治法第1条の2「国家としての存立に関わる事務」「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動」「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立っておこなわれなければならない施策」にあたる。したがって国防に関すること地方自治体の管轄するべきものではない。

> 日本全国に権力が及ぶ「国」と、限定された地域に権力が及ぶ「地方公共団体」との役割の差は当然あります。上記、地方自治法はそれぞれの役割の違いを定義しています。

まず、国が重点的に担うとされている「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」についてですが、ここでいう「国際社会における国家」とは、国際社会から目に見える形の「国家」として考えられるので、“国家機関（三権すべての政府機関）の総称”だと言い換えてもよいでしょう。

一方、地方公共団体は「住民に身近な行政」を「できる限り」ゆだねる団体として定義され、「自主性と自立性」が十分に発揮されることが求められています。

『国防』が「国家」(=「国家機関」、以下同じ。)だけを守るという意味(...今村氏はそう考えているかもしれませんが...)ではなく、「国家」と「国民」とを守るという意味であるとしたら、(1)国は国家を守ることを重点的に担う。(2)地方公共団体は自らの団体と国民(住民)を守ることを重点的に担う。というのが、概ねの役割分担となるでしょう。

その際ふまえなければならないことは、「国家」は主権者たる「国民」から信託されて成り立っているのであって、地方公共団体が国民(住民)を守るために努力していることを国がないがしろにして、「国家」のみを守ろうとすることは許されないことです。国と地方公共団体が、双方の果たすべき役割をふまえて協議して、事に当たることが大切であり、国民保護法の体系もそうになっています。

なお、無防備地域宣言は、国の努力をないがしろに考えるものではありません。国や自衛隊が合意しなければ宣言を出すことはできませんので、それまでの協議は当然行なわれます。

また、

地方自治法 第14条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

ここで「法令に反する条例は定めることは出来ず、効力を有しない」と定められている。

国民保護法（正式名称：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に抵触する可能性がある

（これにあわせて、救援の程度、避難施設の基準等を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」も制定された。）

国民保護法 3条の2

地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

つまり、有事の際、地方公共団体には国の方針に基づき国民の保護のための措置の責務がある。

国民保護法 3条の4

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

地方公共団体は国民の保護のための措置を実施するに当たり、国と連帯協力する義務が規定されている。自衛隊を無防備地域に入ることを出発なくする「無防備地域宣言」はこの法令に抵触する可能性がある。

自衛隊法に抵触する可能性がある

自衛隊法には、内閣総理大臣の指揮監督権が明記されており「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」と書いてある。自衛隊の最終的な管轄・決定権は内閣総理大臣、つまり政府にあり地方自治体にはない。

無防備地域宣言をするためには以下の4条件が必要である。

ジュネーブ条約第1追加議定書第59条

- 1．すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。
- 2．固定した軍用の施設又は営造物が敵対目的に使用されていないこと。
- 3．当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。
- 4．軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

1.にある「戦闘員」や「移動兵器」、2.にある「固定した軍用の施設」や「営造物の使用」といった自衛隊の施設等の管轄・決定権は政府にあり地方自治体にその権利はない。

> 「国と連帯協力する義務」とありますが、その義務は、あくまで法で定められている範囲です。たしかに、市町村が国民保護計画を作成する義務があります。また、「市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」（同法第35条第5項）となっています。ただし、『「協議」は、同意を得るよう相互に努力することであり、必ずしも同意は前提としないと説明されている。したがって、あることについてどうしても同意ができない場合は、市町村の意見を尊重することになるが、そうした事態にならないよう、相互可能な限り同意を得るよう努力することが期待される。』（「国民保護法の読み方」（P102）著：磯崎陽輔（いそざき・ようすけ）、当時・総務省国際室長）とあり、市町村の意見を尊重するべきです。さらに、計画を作成する期限は法的に定められていませんので、計画作成についての検討をじっくり何年も続けることができます。（実際に、計画を作成していない地方自治体もあります。）

> 無防備地域宣言は、自衛隊が入ることを出来なくする宣言ではありません。逆に、自衛隊が入らないという合意がないとその地域を無防備地域として宣言できません。

軍隊の存在するところは攻撃目標にされる可能性が高いので、住民を保護し住宅地を戦場にしないために、自衛隊は積極的に宣言に合意をすべきです。

武力事態対処法(注) に抵触する可能性がある

(注) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
(平成15年6月13日法律第79号)

武力事態対処法第3条

武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

武力事態対処法第5条

地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

地方公共団体は国や他の地方公共団体と協力する責務があり、また有事の際、地方公共団体は国と協力する責務がある。

> 対等な関係で「相互に協力」する責務を有します。「協力」と「いいなり」とは違います。

無防備地域宣言をすることができない

無防備地区の条件が満たされない

無防備地域宣言を宣言するにはジュネーブ条約第1追加議定書第59条を満たす必要がある。しかし、

地方自治体がこの条件を満たすことは不可能である。

1. すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。

戦闘員や移動可能な兵器・軍用設備の撤去については、地方自治体ではなく国に管轄の権限がある。

2. 固定した軍用の施設又は営造物が敵対目的に使用されていないこと。

軍事施設の使用権限は(1)同様、国に管轄権がある。また日本政府が有事の際、軍事施設の使用の中止をする可能性は非常に低いと考えられる。

3. 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。

日本が侵略を受けた場合、パレスチナのインティファダ(注)のような、住民による自発的なパルチザン・レジスタンスが起きる可能性がある。住民による敵対行為を条例で防ぐことは非現実的である。

(注)インティファダ・・・〔アラビア語で住民蜂起の意〕ヨルダン川西岸地区およびガザ地区での、イスラエルの占領に対するパレスチナ住民の抗議運動。

4. 軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

前述の国民保護法・武力事態対処法により、地方自治体には協力責務がある。例えば自衛隊の戦車等の軍事兵器が他市に移動するために西宮市を横断する際、西宮市は協力責務があり、拒否する権限をもたない。

> 1. 2. については、住民保護のために、自衛隊は積極的に宣言に合意をすべきです。

3. は、軍事的な敵対行為を禁止していると解釈すべきです。銃が市民に全く浸透していない(多くの市民が銃に嫌悪感を持っている)日本の社会において、住民による自発的なパルチザン・レジスタンスが起きる可能性のほうが非現実的です。

4. 住民保護のために、自衛隊が宣言に合意している状態で、地方自治体に軍事的協力が求められることは考えられません。

赤十字コメンタールにより宣言できない

赤十字国際委員会コメンタール(解釈集)

誰が宣言を出さねばならないのか?

2283 原則として、宣言はその内容を確実に遵守できる当局によって発せられるべきである。一般的にはこれは政府自身となるであろう。困難な状況にあつては、宣言は地方の軍司令官、または市長や知事といった、地方の文民当局によって発せられることもあり得る。もちろん、地方の文民当局が宣言する場合は、宣言内容の遵守を確実にする手段を唯一持っている、軍当局との全面的な合意のもとになされなければならない。(西宮市訳)

赤十字国際委員会が発表したコメンタールを読めば、宣言主体は政府にあり地方自治体にはない。地方自治体は「困難な状況」にあつて初めて宣言主体になる。「困難な状況」とは原文では "difficult circumstances" である。"difficult" は英語の意味としては「難しい」の意味の語彙であるが、含意としては、「あらいごと」「いさかいごと」と言う意味もある単語である。つまり "in difficult

circumstances" は、そのまま「有事に於いては」と訳するのが最も正確であり、「困難な状況」＝「紛争状態、有事」を指しているとするのが、最も正確だと言える。「紛争、有事」状態で無い現在の宣言主体は政府である。

2005-08-31 追加

- > コメンタルの「困難な状況にあっては」についてですが、
- > 「有事に於いては」＝「政府が存在しない状態」にあたる、
- > というロジックが不足しています。

という内容のご指摘がありましたので、この件についてお答えします。

国際赤十字のコメンタルには、「困難な状況にあっては、宣言は地方の軍司令官、または市長や知事といった、地方の文民当局によって発せられることもあり得る。」と記載されていますが、その前の文章には、「原則として、宣言はその内容を確実に遵守できる当局によって発せられるべきである。一般的にはこれは政府自身となるであろう。」と記載されています。

これは、「当局が宣言を発することができない場合」という前提があって初めて「地方自治体によって宣言を発することができる」と解釈すべきです。また、「当局が宣言を発することができない場合」とは「政府が存在していない状態」もしくは「機能していない状態」とであると捉えるのが最も適切であると考えます。

自治体は自衛隊との交渉ができない

コメンタルには "it must be made in full agreement with the military authorities" とあり、西宮市の制作した訳によると、「地方の文民当局が宣言する場合は、軍当局との全面的な合意のもとになされなければならない」とある。しかし、上記した国民保護法・地方自治法・武力事態対処法に抵触してしまう以上、自衛隊が地方自治体と全面的な合意を結ぶことはない。

- > 先に反論したように、国民保護法・地方自治法・武力事態対処法に抵触しません。軍隊の存在するところは攻撃目標にされる可能性が高いので、住民を保護し、住宅地を戦場にしないために、自衛隊は積極的に宣言に合意をすべきです。「結ぶことはない」というのなら、住宅地を戦場にすることが想定されるんですね、と問わなければならないでしょう。

政府の解釈により宣言できない～政府の公式見解～

国立市長による「無防備地域宣言が自治体にも可能ではないか？」という趣旨の質問に対し、2004年6月24日の公式回答で首相官邸の公式見解として、

ジュネーブ諸条約第1追加議定書において特別の保護を受ける地域として規定されている「無防備地域」について、その宣言は、当該地域の防衛に責任を有する当局、すなわち我が国においては、国において行われるべきものであり、地方公共団体がこの条約の「無防備地域」の宣言を行うことはできないものである。

と回答している。このことから、地方自治体は無防備地域の宣言が不可能だと言える。

> あくまでも、国の見解（意見）であり、国と地方自治体は法的に対等であることを鑑みると、地方自治体は国の見解を参考にしますが、見解にしばられるものではありません。

“地方自治体が宣言するためには「軍当局との完全が合意」が必要になるが、軍当局すなわち国は合意をするはずがないので、実質的に地方自治体は宣言できない”という三段論法もありますが、それは国（＝現在の政権）が意図的に地方自治体に宣言できる条件（＝軍当局の合意）を与えないと言っている（そのことは大いに問題ですが）だけであり、地方自治体が宣言できる権利までを否定するものではありません。

無防備地域宣言には有効性が低い

ジュネーブ条約が過去に何度も破られている

- ・捕虜虐待 米軍のイラク戦争でのアブグレイブ収容所における捕虜虐待(ジュネーブ条約第 3 条約第 13 条違反)
- ・ユーゴ空爆 NATO によるユーゴの発電所・病院への空爆(ジュネーブ条約第 4 条約第 53 条違反)
- ・イラク戦争 イラク戦争時のバクダッド市内におけるイラク市民の略奪行為(ジュネーブ条約第 4 条約第 64 条違反)
- ・病院の爆撃 アフガニスタンにおける米軍の病院の爆撃 8 ジュネーブ条約第 4 条約第 14 条・18 条違反)

ジュネーブ条約はこのように国際的に無視されており、完全に形骸化している。(罰則規はあるものの、運用されていないのが現実である。)従ってこの条例の通り無防備地域宣言をしたとしても 100%効力を発揮するとは考えられない。

> これは、ジュネーブ諸条約が守られなかった事例を追認しているだけであって、日本として条約を締結している限り、法体系上も、条約は守られるという前提で取り決めないと矛盾が生じます。

守られていない問題については、どう守らせるのか、守らない者に対する措置をどうするのか、という問題で考えるべきです。そうでないと、守らない者の「やり徳」であり、無秩序な世界は望みたくありません。

テロ・反政府武装組織・カルト組織に対しては無効である

ウィーン条約法条約 第 2 条によると、条約とは、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない）をいう。」とある。従ってテロ・反政府武装組織・カルト組織などに対しては完全に無効である。

> 「完全に無効」というよりも、無防備地域宣言とは「関係がない」と言うほうが正しいでしょう。

各種意見への反論

無防備地域宣言運動を推進する団体の Web サイトや、議会での発言内容に、(法律的な瑕疵以外の) 矛盾をはらんだ主張が 7 点ありますので、それらの主張を以下に掲載し、反論させていただきます。

1 . 「無防備だと平和が実現する」という主張

【反論】

2004 年のハイチ共和国での事件を紹介します。

2004 年 2 月 5 日「ハイチ解放再建革命戦線」が北部の町ゴナイブで蜂起しました。ハイチでは 1994 年以降に国軍の解体が進められていたこともあり、反政府武装勢力に対し、政府側は武力で十分な鎮圧をすることは出来ませんでした。

拳銃の果てにはアメリカ合衆国の介入を許し、この争乱の中で略奪や殺人が横行し、住民が多数の被害を受けました。

この事例が示しているとおり、無防備だからといって平和が実現できるとは限りません。

> ハイチの事例は、反政府武装勢力に武器を与えたものや、介入したアメリカこそ批判されなければならないのであって、国軍の解体を進めたほうを批判するほうが誤りです。

世界が軍備を持たずに、戦争も無くし、平和を実現しようという精神は、国連憲章や国際人道法、平和憲法の精神と合致し、めざす「理想」は世界から軍備がなくなり「無防備」になることです。現在、国際人道法が国際慣習法になっている国際社会は「無防備だから平和を侵害できる」という考えを許しません。

2 . 憲法を改正することは憲法違反であるという主張 (改憲を論じることが、憲法を尊重していない態度であるかのような主張)

【反論】

確かに、日本国憲法第 99 条に

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

とありますが、一方、日本国憲法 96 条には

「この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

とあります。

よって、憲法を改正することは、憲法 96 条に書かれてあるとおり、憲法上規定された普通の手続きであるといえるので、憲法を改正することは憲法違反という主張は誤りといえます。

3. 国が無防備地域宣言をしないから、市に条例の制定を求めているのだという主張

【反論】

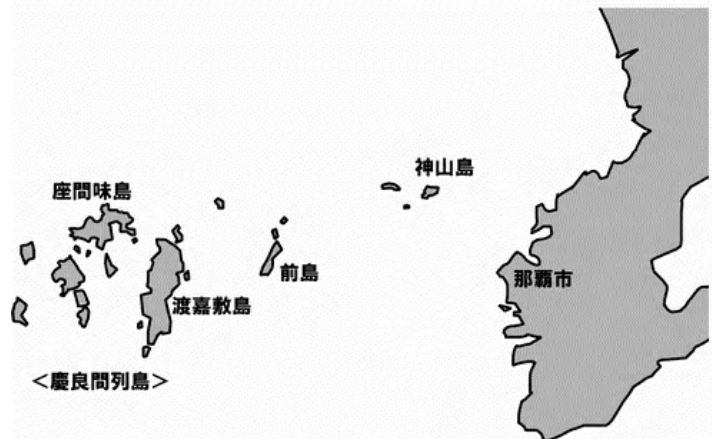
これは、国民保護法に対する批判を市議会で行うのと同じように、警察にどれだけ通報しても違法駐車はなくなるからと、消防署に電話をするようなもので、お門違いといえます（ちなみに、国民保護法の管轄は市ではなく、国です）。

> いうなれば、警察にどれだけ通報しても違法駐車はなくなるから、地域住民としてポールを立てたり、見張り番をしたり、ステッカーを貼ったりする、ということですね。ただ、そういうことを無秩序に行なうのでなく、条例を制定し、実際は警察の合意を得て実行するということですね。

4. 第二次世界大戦において、沖縄の前島は無防備状態にあったから、戦火を免れたという主張

【反論】

沖縄の前島のことを「前島は無防備状態にあったから、戦火を免れた」事例のように、無防備地域宣言を推進する団体のHPなどでは紹介されています。しかし、前島が戦火を免れたのは、日本軍にとっては地理的に特徴が無く、作戦上重要な拠点でなかったため軍が立ち入らなかったという面と、侵略側である米軍にとってどうしても制圧必要な島とは言えなかったからという側面もあります。以下の地図を見てください。



前島は沖縄本島の西に位置する、渡嘉敷諸島の一つの島です。このように、前島の周りにはいくつかの島が存在します。前島の周りには座間味島や、渡嘉敷島などでは、沖縄戦の時には日本兵が上陸し、住民も含めて多数の死者が出ています。

上記の地図にあるように、前島の周りの座間味・渡嘉敷などは、環状になっています。この環状の島の山は高く、軍艦を隠して停泊させるのに適しているわけです。よって、この座間味・渡嘉敷などの島は日本軍にとっての重要拠点であり、その理由で戦場となったのです。

また、米軍にとっては、来るべき沖縄本島での決戦に備えて、沖縄本島を砲撃するために砲兵陣地が必要でした。当時、米軍が主に、野戦重砲として使用していた「ロングトム」は射程 23,000m です。ちなみに、神山島から本島までは、10,000m です。

つまり、日本軍・米軍にとって、地理的にさほど重要視する島ではなかったのが戦火を免れたというのが、より一般的な解釈だと思われます。

> 「もし日本軍が駐留していた場合、米軍は攻撃をしていた可能性が高い」という

> ロジックに対して反論できていません。

という内容のご指摘がありました。この点についてお答えします。

結論から言えば、この主張はありえない前提のもとに成り立っているため、反論のしようがあ

りません。

当時の日本軍は、作戦上重要な拠点となる島を選別し駐留していました。前述のように、前島は日本軍にとって作戦上重要な拠点ではありませんでした。つまり、前島に日本軍が駐留する余地はなかったと考えられます。

前島に日本軍が駐留しているという状況はありえないのです。

つまり、「もし日本軍が駐留していた場合、米軍は攻撃をしていた可能性が高い」という主張は、日本軍が前島に駐留しているという、ありえない前提のもとに成り立っているのです。そのため反論のしようがありません。

> 前島の国民学校の比嘉分校長が、日本軍と必死の交渉をしていなければ日本軍が駐留していただろう、という島人の証言を無視して、「前島に日本軍が駐留する余地はなかったと考えられます。」と推論していることには異論がありますが、これだけの軍事的推論をしておきながら、前島に軍隊がいた場合の推論はできない、ということは、どうも得心がいきません。

実際、前島への米軍機による機銃掃射はありました。前島が軍事上どうでもいいのなら、そもそも米軍が一旦上陸して日本軍の駐留の有無を確認する必要はないわけで、駐留していたら戦闘になっていたことは想像でき、その中で島人の財産が破壊された可能性が高いことは推測できます。

5. 第二次世界大戦において、パリは無防備地域宣言をしたことによって、戦火を免れたという主張

【反論】

当時、フランス政府はドイツに追い詰められた上に、イタリアに宣戦布告されるということも後押しし、パリを捨てトゥール、後にボルドーと逃げていきました。パリは事実上の無政府状態にあったわけです。そして、フランス政府はパリを捨てた翌日に、パリを戦火から救うために、無防備宣言をしました。

その無防備地域宣言の2日後、ドイツ軍がパリに入城しましたが、ヒトラーはパリに入る際、兵士に略奪行為などを厳禁し、解放者として振舞うように求めたようです。これは他の国々に対して、ドイツのイメージアップを狙ったことです。

ヒトラーは占領の数日後に、パリの視察を行っております。パリを訪れたヒトラーはオペラ座を視察、エッフェル塔を見物し、廃兵院のナポレオンの墓に詣でます。そして、ヒトラーはウィーンに置かれていたナポレオンの息子ライヒシュタット公の棺を父の傍らに移すよう命じたほどです。

以上のように、ヒトラーはパリを神聖視していたと考えられます。そういった「パリに対するドイツ軍の想い・ヒトラーのイメージ戦略」と「戦略上の拠点とするためにパリを保護した」といった要因が重なり合って、パリは戦火に巻き込まれることがなかったのです。

以上、歴史的背景や当時の状況からして、無防備地域宣言をしたことが戦火を免れた大きな要因になったとは考えられにくく、さらに、当時、パリは無政府状態にあったため、無政府状態とは言えない状態での無防備地域宣言を謳う、数々の条例案との比較材料にするには無理があります。

> たしかに、パリの事例を無防備地域宣言の有効性の根拠にするのは無理があるかもしれませんが、た

だし、パリを攻撃しないことがイメージ向上につながる判断がヒトラーにあったとしたら、ハーグ条約によって非防衛都市への攻撃が禁止されていることが影響している可能性があります。

ちなみに、反対意見論者が、無防備都市宣言をした都市が攻撃された事例として紹介している「ドリスデンの空爆」ですが、最近の研究によるとドリスデンは単に軍備がなかった都市で、無防備宣言をした形跡がありません。よって、宣言をした都市が攻撃された事例ではありません。

ただし、無防備だった都市が空爆されたのは事実です。大切なことは、世界遺産にも指定されるような由緒ある住宅地でもあるドレスデンの街が空爆を受けた歴史を繰り返さない努力でしょう。

6 . 2000 年の地方分権一括法制定、地方自治法大改正によって、地方は独自に「無防備地域宣言条例」を定められるようになったという主張

【反論】

確かに現在、2000 年の地方分権一括法制定、地方自治法大改正をうけて、国の事務を可能な限り制約し、住民にとって身近な問題は可能な限り地方自治体の役割とする流れにあります。だからといって、国防が地方自治体マターになる訳がありません。また、地方独自の個性的な行政施策を展開することと、国の法律に抵触する条例を制定することが同列に語られることに、違和感を禁じえません。つまり、この主張では「地方分権」の解釈の仕方が明らかにおかしいといえます。

> 住民にとって身近な地方自治体が住民を保護するために最大限の努力をすることは当然です。有事において自衛隊の第一義的役割は侵害排除です。有事であっても地方自治体の第一義的役割は住民の生命・身体・財産を守ることです。現行法において、有事の際に、国民を守るための役割分担がされているにすぎず、そもそもそれらの役割を国や地方自治体に与えたのは主権者たる国民です。国と地方自治体とは同等であり、地方自治体が住民を保護するために自衛隊に対して協議することは当然できますし、その協議の結果として自衛隊の合意が得られたら無防備地域宣言は可能です。

7 . 神戸市の「非核神戸方式」を引き合いに出し、「無防備地域宣言条例」は制定できるとする主張

【反論】

神戸市の「非核神戸方式」には、明文の規定がなく、法的に言えば行政指導的なもので、法律的に有効なものとは到底言えず、無防備地域宣言条例案との比較材料にするには無理があります。

> たしかに、無防備地域宣言の有効性の根拠にするのは無理があるとは思いますが。ただし、無防備地域宣言の際に、地方自治体が外国軍と協議する必要が考えられますが、地方自治体が独自に外国軍とも協議できることを示す事例であります。

8 . 大和市自治基本条例を引き合いに出し、国による公式見解にとらわれず、地方自治体が独自の解釈をすることによって、地方自治体が無防備地域宣言をする主体になりうるとする主張

【反論】

神奈川県大和市は自治基本条例において、第6条で「法令の自主解釈」を定め、国の見解に頼ることなく地方自治の主旨に即した解釈と運用を行うとし、第29条で「米軍厚木基地の移転」を設け、一部「国防政策」に踏み込んだ条例を制定しています。

<参考：大和市自治基本条例>

(法令の自主解釈)第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

(厚木基地)第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

このことを根拠に「無防備地域宣言をめざす大津市民の会」は、無防備地域宣言に関しても、大和市の自治基本条例と同様に、可能であると主張しています。

しかし、団体の条例制定権は、その固有の自治権に由来するものではなく、憲法94条によって、国家から伝来されたものです。同条は、地方公共団体に条例の制定権を認めて、住民自治及び団体自治という地方自治の本旨(92条)の充実を図る一方、条例制定権の範囲を「法律の範囲内」と限定して、国家主権の統一性との調和を図っています。当然、専属的事務である外交や国防に関する事項について条例を制定することは許されないのです。

つまり、大和市の制定した条例は無効であり、効力の点からも条例は法律よりも下位にあります。当然、裁判になった場合には法律が優先され、効力を有しません。また、条例は命令よりもさらに下位にあるため、実際の戦闘状態になった場合等に国からの命令があった場合には、条例を制定していても、国の命令に従うほかないのです。

(憲法>法律>命令>条例)

つまり、当サイトの「憲法で定められている現行の法律に抵触するため、無防備地域宣言は条例案を制定することができない」で詳述したとおり、大和市の自治基本条例の第6条や第29条は「制定されてはいるが実効性がない」という状態であり、当然、この事例に倣って無防備地域宣言を条例化しても、実効性はありません。

> まず、地方自治体の条例制定権は国家から伝達されたものではありません。そもそも、国家の存在自体が憲法によって主権者たる国民から信託されたものです。地方自治体の条例制定権も憲法で定められており、国民から信託されたものです。たしかに、法律の範囲内で条例を制定しなければなりませんので、そういう意味で(法律>条例)です。それは「統一性と調和を図る」ために必要でしょう。しかし、命令が条例より優先するという解釈は誤りだと考えます。複数の法律や条例が現場において対立するケースはまれにあります。「命令」は現場で起こっていることに対して出されるものであり、その命令に従うことが条例に違反してしまう場合、地方自治体が「国地方係争処理委員会」に審査の申し出をする手段も考えられます。

法令の自主解釈を否定し、「国の命令に従うほかない」という主張は、地方議員の肩書きを持つ人物の発言とは、とても思えません。今村氏も、住民(有権者)によって市会議員に選出されたのであって、国家によって選出されたのではないのですから…。

百科事典といいながら、今村氏の「反対意見」をそのまま載せている不公正なページです。

フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』の『無防備都市宣言』の定義

無防備都市宣言（むぼうびとしせんげん）とは、組織的降伏の一種。戦争もしくは紛争において、敵に都市に軍事力が存在していない事を宣言し占領時の戦闘を避ける目的で行われる。

特定の都市がハーグ陸戦条約第 25 条に定められた無防備都市であることを紛争当事者に対して宣言したことを指す。現在、正確には無防備地区宣言と呼ばれ、ジュネーブ諸条約追加第 1 議定書第 59 条に基づき、特定の都市、地域を無防備地域であると宣言することを指す。この地域に対して攻撃を行うことは戦時国際法である第 1 追加議定書によって禁止されている。紛争当事国に特段の合意がある場合を除いて、この地域から全ての戦闘員、移動可能な兵器、軍事設備が撤去され、また、地域において軍隊や住民が軍事施設を敵対的に使用すること、軍事行動の支援活動を行うことが禁止される。つまり無防備地区宣言とは、その地域が軍事的な抵抗を行う能力と意思がない地域であることを宣言することによってその地域に対する攻撃の軍事的利益をなくし、そのことによってその地域が軍事作戦による攻撃で受ける被害を最小限に抑えるために為される宣言である。無防備地区宣言を行うことができるのはその地域を統治している政府、または軍事活動を統制している軍隊であると考えられている。ただし無防備地区に対して禁止されている行為は物理的な攻撃のみであり、占領、占領行政、および（占領後の占領軍による）その地域の軍事的な使用は禁じられていない。

> 兵士個人や部隊の降伏なら敵の捕虜になることですが、自治体による無防備地域宣言は捕虜になることは想定されませんし、住民が降伏するわけでもありません。また、占領を受け入れるために降伏するのではなく、目の前にいる紛争当事者に対して「武器を持っていないから攻撃するな」と宣言するものです。確かに、無防備地域宣言の形態は「降伏」と類似していますが、かならずしも占領されるわけではないので、「降伏の一種」という定義には違和感を覚えます。

「その地域の軍事的な使用は禁じられていない。」については、無防備地区内に占領軍が駐留すると、無防備地区でなくなる、ということを書かねばなりません。その占領軍が自衛隊を攻撃し、（当然のこととして）自衛隊が反撃した場合、住宅地が戦場になる可能性があります。

よって、市長は、（１）無防備地域の宣言をする際は、国際機関に監視を依頼する。（２）紛争当事者が無防備地域宣言の通告を受け取ったことを確認した時点や、紛争当事者が最初に無防備地区に入ってくる時点などで、その紛争当事者と協議する。（３）国際機関や国内外メディアにも協議内容をオープンにし、国際機関による監視とメディアの現地取材を保障する。という対応が必要だと思われます。

歴史：1899年、上記のジュネーブ条約追加第 1 議定書の規定の前身にあたるハーグ陸戦条約の第 25 条に「無防備都市、集落、住宅、建物はいかなる手段をもってしても、これを攻撃、砲撃することを禁ず」と定められた。しかし、この「無防備都市」とは誰が行うのか、どのような条件で認められるかは不明確であり、第一次世界大戦、第二次世界大戦をはじめとする過去の戦争では、口実を設けては幾度と無くこの条約は破られてきた。過去に無防備都市宣言が無視された代表的な例では以下のものが挙げられる。

- ・第一次世界大戦初期のセルビア首都、ベオグラード市
セルビア軍が首都防衛を放棄した後無防備宣言を行ったが、オーストリアはそれを無視し砲撃を実行。
- ・第二次世界大戦末期（1943年以降）のイタリア
国家として連合軍に降伏後、各都市ごとに無防備宣言を行ったものの、連合軍・ドイツ軍双方に無視される。

無防備地域宣言の成功例としては、無防備地域宣言運動全国ネットワークなどから

- ・太平洋戦争時において米軍が日本軍に対し宣言したフィリピンのマニラ市
- ・太平洋戦争時における沖縄の前島

などが挙げられているが、

マニラについては、日本軍のマニラ占領から3年後の昭和20年2月に米軍が来襲した際に、日本陸軍が住宅地から撤退し無防備宣言を実行しようとした。しかし海軍部隊が残留したため熾烈な戦闘が発生し、激しい砲撃により多くの市民が巻き込まれた。

前島については、当時の日本軍・米軍双方が戦術・戦略的価値を殆ど見出しておらず、結果的に占領を免れたのであり、また宣言の主体（宣言を行った機関・人物）が不明であり無防備都市宣言の成功例とは見なすべきではない。同じように日本軍が配備されていなかった神山島に対しては米軍が上陸作戦を実行し占領。砲兵2個大隊（155mmカノン砲「ロング・トム」24門）を揚陸し那覇・小禄方面への砲撃を行っている。

として、疑問視する意見も強い。

> 守られない事例をあげつらって、守られる事例を否定する行為は、守られない事例を正当化する行為です。つまり、国際人道法の意義を否定するものです。重要なことは、国際人道法が守られた事例があることであり、守られる事例をいかに100%にしていくかが大切です。

1977年、ジュネーブ条約追加第1議定書に無防備地域宣言を定めた第59条が盛り込まれた。上記のように誰が、どのような条件の元において宣言するのが明確化された点で、ハーグ陸戦条約に定められた「無防備都市」とは若干意味合いが異なる事については注意が必要である。

また、（条件や宣言を行う主体が明確になったからと言って）ジュネーブ条約がすべての国に必ず遵守されるわけではない。

地球上の全ての国がジュネーブ条約（のすべての議定書）に加入しているわけでもない。などの点にも注意が必要である。近年、ジュネーブ条約が破られた/無視された例としては、次のようなものが挙げられる。

- NATOによるユーゴスラビア（現・セルビア）国内の発電所・病院への空爆（第4条約第53条違反）
- アフガニスタンにおける米軍の病院爆撃（第4条約第14条・第18条違反）
- イラク戦争時のバグダード市内における市民の略奪行為（第4条約第64条違反）
- 米軍のイラク戦争でのアブグレイブ収容所における捕虜虐待（第3条約第13条違反）

> 明らかに、今村氏の文章からの引用です。

「堺市非核・平和無防備地域実現のための条例」(案)についての

日本共産党議員団の「反対討論」

2007年2月8日開かれた市議会本会議で市民団体から直接請求されていた「堺市非核・平和無防備地域実現のための条例案」が審議されました。

本会議での採決の結果、同「条例案」は、賛成少数で否決されました。

以下、議員団を代表しておこなった栗駒議員の討論の全文を紹介します。

(中見出しは、事務局で付けたものです)

堺市非核・平和無防備地域実現のための条例(案)について日本共産党を代表して意見を申し上げます。

戦争を地球上からなくすための あらゆる努力が重要

憲法9条守る一点での運動への 大きな合流を

アメリカのイラク侵略戦争により何十万もの人が殺され傷つき、町と生活が破壊され、イラク情勢はますます混迷を深めています。戦争によりテロをなくすることもできないし、国際紛争を解決することもできないことを示しています。戦争をこの地上からなくさなければなりません。

日本国憲法の前文は、次のように述べています。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」「われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」このように述べています。

私たちは戦争をなくすためにあらゆる努力をしなければなりません。

戦争に反対し、平和をつくる可能性のあるすべての運動は重要な意味を持ちます。

市民が主権者として自主的に自分たちで考え、活動することは大変重要です。みずから信じる神仏に祈る人もいます。戦争の語り部として、悲惨な戦争の経験を次の世代に語ることを自分に課している人もいます。

それらの運動は、それぞれの人々が様々な思想信条をもち、それぞれの政党支持の考えをもちながらも、戦争をしない、させないの一点で共通するものであります。

私はそうした運動が、憲法前文にしめされた平和へのせつなる希望、そして第9条の平和原則を守るという一点での運動として、さらなる大きな合流となるよう心から望むものであります。

提案されております条例案の前文が「堺市が戦争に協力しない非核平和のまちにする」としていることについては、当然のことながら賛意を表するものであります。

そして、平和を求める運動として、直接請求の運動に参加された方に、また、多くの市民が戦争反対の意思をこの直接請求署名に寄せられたことであろうということに敬意を表するものであります。

提案された内容は、ジュネーブ条約の追加議定書をもとにしたもの

しかしながら以下に述べますように、本案に示された内容を、条例として制定することにつきましては問題があると考えています。

(1) 先ず、本条例案は、その中心がジュネーブ諸条約追加議定書の 59 条が根拠になっており、59 条に規定されている無防備地区を具体化するものとし提案されていることについてです。

わが党は 2004 年 5 月 20 日、第 159 国会・衆議院・武力事態等への対処に関する特別委員会において、次のような意見を付して批准に賛成しました。「ジュネーブ条約第一、第二追加議定書は国連憲章によって戦争が違法化されながらも、現実が発生する武力事態紛争犠牲者を保護する国際人道法として積極的意義を持つものであり、批准に賛成する」「しかし、政府がこれを有事法制整備のてこにすることは許されない」との意見であります。今回の条例制定の運動をされた皆さんが注目されたジュネーブ条約追加議定書は戦時国際人道法です。戦争に明け暮れる 19 世紀、20 世紀、人類は余りにも残虐な戦争を続けてきました。

その中で不必要な残虐行為はしてはいけないという最低限の戦争のルールを定めたものです。しかし国会で批准を成立させることと、日本の各自治体でこれをどのように具体化するかということは別の問題です。

> 追加議定書は「戦争を規制するルールを定めたもの」です。国連憲章や平和憲法もそうと言えます。ジュネーブ条約追加議定書は前文で「この議定書又は…ジュネーブ諸条約のいかなる規定も、侵略行為その他の国際連合憲章と両立しない武力の行使を正当化し又は認めるものと解してはならない」とうたっており、武力の行使をあくまでも正当でないという前提で、実際に起きてしまった武力の行使について規制するものです。

武力行使を規制する国連憲章 ジュネーブ諸条約 追加議定書 (& ハーグ条約など) の国際人道法の体系の中に、平和憲法も位置づけるべきです。実際、憲法 9 条の条文は、国連憲章第 2 条第 4 項の「武力による威嚇又は武力の行使を…慎まなければならない」という条文と非常によく似ています(おそらく憲法起草時に引用されたと思われます)。平和憲法を国際人道法の体系外に置くのは誤りであり、平和憲法の実現するために、国際人道法を活用することは全く矛盾しません。

ジュネーブ条約追加議定書は戦争そのものを起こさせないための措置を定めたものではありません。戦争そのものを起こさせないルールは国連憲章であり、後で述べますが、その理想を実現するために、日本国憲法第 9 条を全世界に広めようという国際世論が大きく広がりつつあるのです。

ジュネーブ条約追加議定書 59 条は戦争のルールを定めたものであり、戦争は避けられないものとして、あるいは差し迫ったものとして、戦争が実際に起こったらどうするのかというもののなのです。

無防備地域宣言というのは、端的にいえば、戦争で今にも攻められ占領されそうになっている都市や地域などの住民を守るために、その地域の政治当局が敵対勢力に対して軍事的な抵抗をしないことを保障するという宣言なのであって、「戦争に協力しない都市」を実現する宣言ではないのです。

> 確かに、無防備地域宣言は「軍事的な抵抗をしない」宣言です。しかし、それは住宅地を戦場にしないために宣言するものです。無防備地域宣言をした都市は、宣言地区以外の戦争であっても、その戦争に協力することはできません。そういう意味では「戦争に協力しない都市」ということになります。

また、無防備地域宣言ができる基盤をつくっておくために、軍事目標になる恐れがあるもの(自衛隊基地など、戦争につながるもの)を認めないなどの措置も必要になってきますので、そういう意味でも「戦争に協力しない都市」ということになります。

ジュネーブ条約追加議定書における無防備宣言をするということは、戦争に巻き込まれないということではなく、当該地区が外国軍に占領され、軍政がしかれ、徴用などが行われる場合、それに対して抵抗しないということが義務づけられるのです。つまり無条件の降伏です。

無防備地域の4要件の一つである敵対行為が行われないということは、この議定書は戦争法ですから、武器使用を前提にしていることは当然であり、その意味での敵対行為であって、基本的人権が守られるということではありません。戦争がいったん始まれば戒厳令が整備され、発動され、基本的人権は制限され、停止されます。戦争になればそれが当たり前になり、現に行われていることです。戦争への抵抗、レジスタンス、こういうものは容認できるわけがないという前提があるのです。

自分は戦争には参加しない、戦争とは距離を置くという信条はわかりますが、その信条は平時に通用しても戦争になれば通用しません。仮にこの議定書に沿って無防備都市宣言を行っているとしても本当に守られるかどうかは相手国側の判断に頼るのでしかないのであり、自らの運命を相手国に託すことになるのです。そして地方自治体が宣言する場合、その条件として、軍事的に責任をもちうる政治的軍事的当局、日本の現状で言えば、政府・防衛省・自衛隊、さらに言えば在日米軍との完全な合意が求められることになるのです。

ちなみに軍人と文民との関係について言いますと、最近では引き金を引く以外は、民間人が兵站の多くを担当しています。

(以下略)

> 無防備地域宣言は、住宅地を戦場にしないために、武器を持たない自治体がとれる選択肢です。

インフラや経済を破壊させないことは、住民の生活や財産を守るための重要不可欠な要素です。

占領された場合 [徴用などに抵抗しないことが義務づけられる] としていますが、それは誤りです。当該地区に外国軍が駐留した場合、無防備地域としての地位を失いますので「住民により敵対行為が行われない」という条件は消滅します。占領国の軍隊が駐留せず行政制度を発足させるだけなら、無防備地域の地位は失いませんが、その状況下でも住民による非武装の抵抗権は否定されません。[戦争への抵抗、レジスタンス、こういうものは容認できるわけがないという前提がある] としていますが、住民による非武装の抵抗を暴力によって弾圧することはジュネーブ諸条約に違反する行為です。

自分の身を守る自衛権や基本的人権は、誰もが持つ普遍的な権利であり、[戦争になれば制限・停止されることが当たり前] だとしてはいけません。“戦争中も戦争に反対してきた党である”と宣伝している党の方が、[自分は戦争には参加しない、戦争とは距離を置くという信条は、平時に通用しても戦争になれば通用しません] と公然と述べるのは、いかがなものでしょうか。

無防備地域宣言をするにあたっては、たしかに自衛隊との完全な合意が必要です。しかし、在日米軍については、安保条約上、日本国及び極東の安全のために日本政府から許されて駐留(具体的には協定や合意取極に基づいて駐留)しているのであり、米軍の展開は日本政府との協議抜きにありえません。よって、米軍の展開が許されている地域以外なら、日本政府・自衛隊の合意があれば足りると思います。米軍の合意が必要だとしても、地方自治体が日本政府・自衛隊の合意を得て、“住民の安全のために”無防備地域宣言をしようとするときに、それに米軍が拒否するとしたら、それは本末転倒だと考えます。

さらに[(軍人と文民との関係について)引き金を引く以外は民間人が兵站の多くを担当しています]としていますが、そういう状況は憂うべきであり、それを無批判に述べることに怖れを感じます。